

## 第4回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

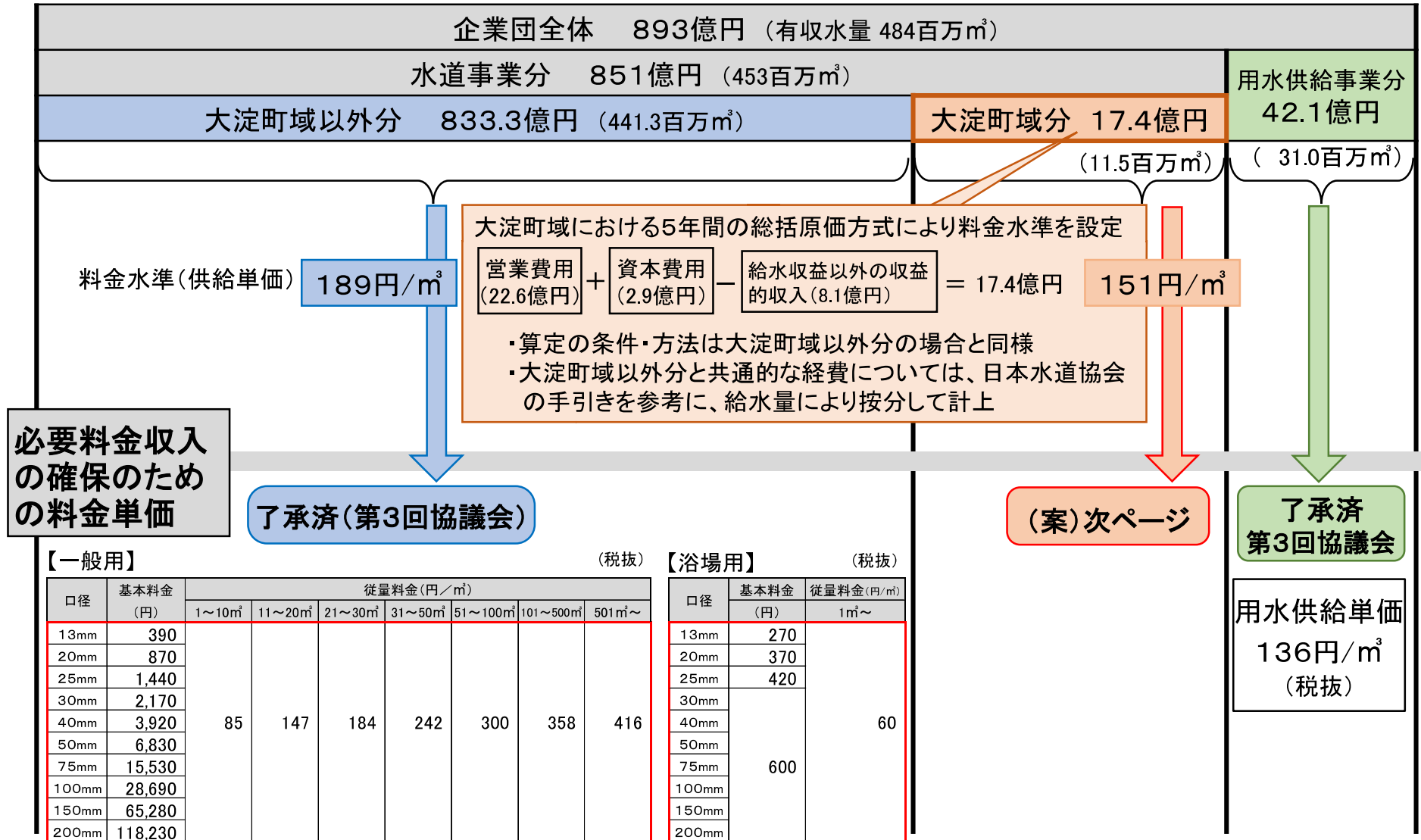
- |                        |         |
|------------------------|---------|
| 1 水道料金(大淀町の別料金設定)について  | P 1 ~ 2 |
| 2 料金以外の住民負担(加入金等)について  | P 3 ~ 6 |
| 3 各構成団体の一般会計からの繰出金について | P 7 ~ 8 |
| <b>【参考】 今後のスケジュール</b>  | P 9     |

令和6年5月

# 1 水道料金(大淀町の別料金設定)について

## 【参考】

### 企業団として確保すべきR7~11(5年間)の必要料金収入総額



経過措置あり(5年間)

## 現行の大淀町の水道料金

### 【一般用】

(税抜)

口径	基本料金 (円)	従量料金(円/㎡)								
		1~10㎡		11~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~100㎡	101~500㎡	501~1000㎡	1001㎡~
		1~5㎡								
13mm	600	0 (基本水量以内)	100	100	125	125	125	135	145	155
20mm	720									
25mm	1,872									
30mm	2,160									
40mm	4,320									
50mm	7,320									
75mm	16,320									

※口径13~25mm：基本水量(5㎡)以内は従量料金徴収せず

### 【浴場用】

(税抜)

口径	基本料金 (円)	従量料金(円/㎡)	
		1~100㎡	101㎡~
13mm	14,600	0 (基本水量以内)	52
20mm	14,720		
25mm	15,872		
30mm	16,160		
40mm	18,320		
50mm	21,320		
75mm	30,320		

※全口径：基本水量(100㎡)以内は従量料金徴収せず

※現行の料金体系のままでは  
料金収入は15.1億円  
↓  
不足(2.3億円)が見込まれる  
ため料金改定が必要

## 統合後の水道料金(大淀町域の別設定)

## 用途別・口径別の料金単価(R7~11)(案)

以下の点を考慮しつつ設定

- ・大淀町域セグメントにおける必要料金収入総額を確保(R7~11(5年間)で17.4億円)できるよう設定
- ・統合当初の料金体系は、現行の町の体系を基本的に踏襲
- ・将来本則の料金体系への統一を見越して、従量料金区分の後半部の逡増度合を引上げ

### 【一般用】

(税抜)

口径	基本料金 (円)	従量料金(円/㎡)								
		1~10㎡		11~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~100㎡	101~500㎡	501~1000㎡	1001㎡~
		1~5㎡								
13mm	600	0 (基本水量以内)	100	100	125	125	145	165	185	205
20mm	720									
25mm	1,872									
30mm	2,160									
40mm	4,320									
50mm	7,320									
75mm	16,320									

※口径13~25mm：基本水量(5㎡)以内は従量料金徴収せず

### 【浴場用】

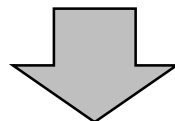
(税抜)

口径	基本料金 (円)	従量料金(円/㎡)	
		1~100㎡	101㎡~
13mm	14,600	0 (基本水量以内)	52
20mm	14,720		
25mm	15,872		
30mm	16,160		
40mm	18,320		
50mm	21,320		
75mm	30,320		

※全口径：基本水量(100㎡)以内は従量料金徴収せず

## 2 料金以外の住民負担(加入金等)について

○基本計画(R5年2月合意・策定)において、給水世帯や給水装置事業者等から徴収する加入金・工事負担金・手数料等は、統合時に統一を基本としつつ、R5年度中を目途に整理することとなっている。



以下のとおり整理

### 加入金(案)

趣 旨	内 容																						
新規の水道利用者と現水道利用者との負担の公平を図る目的から、水道施設の更新・整備の財源の一部に充てるため、給水装置の新設・増径工事の実施の際に、当該工事の申込者より徴収	○口径別に加入金の額を統一(統合当初(R7年4月)から) (円(税抜))																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>13mm</th> <th>20mm</th> <th>25mm</th> <th>30mm</th> <th>40mm</th> <th>50mm</th> <th>75mm</th> <th>100mm</th> <th>150mm</th> <th>200mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入金の額</td> <td>146,000</td> <td>222,000</td> <td>355,000</td> <td>527,000</td> <td>969,000</td> <td>1,559,000</td> <td>3,730,000</td> <td>6,814,000</td> <td>15,944,000</td> <td>29,291,000</td> </tr> </tbody> </table>	口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	加入金の額	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
	口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm												
	加入金の額	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000												
	○経過措置 【経過措置内容】統合後の単価を適用すれば統合前と比べて加入金の額が上がる場合は、その所在する市町村の統合前の単価を適用 【経過措置期間】水道料金の料金算定期間と同じ(5年間)																						
○加入金徴収の取扱 加入金の徴収については、属地の観点から以下のとおり取扱を統一(統合当初(R7年4月)から)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>土地の状況</th> <th>左の土地に居住を始める水道利用者からの加入金徴収の取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①給水装置が未設置で加入金を徴収していない土地</td> <td>加入金を徴収する</td> </tr> <tr> <td>②給水装置が設置済で加入金を徴収済である土地</td> <td>加入金を徴収しない</td> </tr> <tr> <td>③給水装置が未設置であるが加入金を徴収済である土地</td> <td>加入金を徴収しない</td> </tr> </tbody> </table>	土地の状況	左の土地に居住を始める水道利用者からの加入金徴収の取扱	①給水装置が未設置で加入金を徴収していない土地	加入金を徴収する	②給水装置が設置済で加入金を徴収済である土地	加入金を徴収しない	③給水装置が未設置であるが加入金を徴収済である土地	加入金を徴収しない															
土地の状況	左の土地に居住を始める水道利用者からの加入金徴収の取扱																						
①給水装置が未設置で加入金を徴収していない土地	加入金を徴収する																						
②給水装置が設置済で加入金を徴収済である土地	加入金を徴収しない																						
③給水装置が未設置であるが加入金を徴収済である土地	加入金を徴収しない																						
	※統合前において、加入金徴収の取扱について属人の運用(同一市町村内において上記②土地から①土地に移転した場合に加入金を免除する運用)を行っている団体(平群町・田原本町・王寺町・河合町・吉野町)については、統合後2年間(R8年度まで)その運用継続を認める。																						

## 工事負担金(案)

趣 旨	内 容								
水道事業以外の事業の工事に起因して必要となる水道施設の移設等の工事に際し、当該工事の原因者より徴収	○原因となる工事別に工事負担金の額の算出方法を統一(統合当初(R7年4月)から)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原因となる工事の内容</th> <th>工事負担金の額の算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共工事等(下水道・河川・水路の布設、道路改良、電気・ガス・通信など)</td> <td>「奈良県の公共工事の施工に伴う公共補償基準(以下「公共補償基準要綱」)」及び「公共補償基準要綱の運用申合せ」に基づき算出 ・ただし、給水管及び仮設配管に係る費用については全額を工事負担金に含める。</td> </tr> <tr> <td>消火栓の設置</td> <td>①送配水管の新設に併せて消火栓を新設する場合 消火栓の設置に係る費用の全部 ※土木工事など管路布設においても必要な工事に要する費用を除く。 ②送配水管の更新に併せて消火栓を更新する場合 消火栓の設置に係る費用の一部(公共補償基準要綱に基づく減耗分及び機能強化分のみ) ※土木工事など管路布設においても必要な工事に要する費用を除く。 ※減耗分の算出における消火栓の耐用年数は、消火栓が設置される送配水管と同じ耐用年数として算出。 ③既設の管路へ単独で消火栓を新設又は更新する場合(原因者:消防機関) 消火栓の新設又は更新に係る費用の全部 ※土木工事、不断水工法、管路の増径など消火栓の設置に必要な工事に要する費用を含む。</td> </tr> <tr> <td>消火栓の維持管理</td> <td>消火栓の維持管理に要する費用の全部 【留意事項】 ・消火栓の新設・更新・維持管理は、該当市町村から繰入を受けて企業団が行い、設置された消火栓は企業団の資産として取り扱う。 ・消火及び消防演習に使用される水量については、料金を徴収しない。(水道法に基づく) ・上記以外の消防上の指揮命令によらない水の使用は、濁水発生等が懸念されるため、認めないものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	原因となる工事の内容	工事負担金の額の算出方法	公共工事等(下水道・河川・水路の布設、道路改良、電気・ガス・通信など)	「奈良県の公共工事の施工に伴う公共補償基準(以下「公共補償基準要綱」)」及び「公共補償基準要綱の運用申合せ」に基づき算出 ・ただし、給水管及び仮設配管に係る費用については全額を工事負担金に含める。	消火栓の設置	①送配水管の新設に併せて消火栓を新設する場合 消火栓の設置に係る費用の全部 ※土木工事など管路布設においても必要な工事に要する費用を除く。 ②送配水管の更新に併せて消火栓を更新する場合 消火栓の設置に係る費用の一部(公共補償基準要綱に基づく減耗分及び機能強化分のみ) ※土木工事など管路布設においても必要な工事に要する費用を除く。 ※減耗分の算出における消火栓の耐用年数は、消火栓が設置される送配水管と同じ耐用年数として算出。 ③既設の管路へ単独で消火栓を新設又は更新する場合(原因者:消防機関) 消火栓の新設又は更新に係る費用の全部 ※土木工事、不断水工法、管路の増径など消火栓の設置に必要な工事に要する費用を含む。	消火栓の維持管理	消火栓の維持管理に要する費用の全部 【留意事項】 ・消火栓の新設・更新・維持管理は、該当市町村から繰入を受けて企業団が行い、設置された消火栓は企業団の資産として取り扱う。 ・消火及び消防演習に使用される水量については、料金を徴収しない。(水道法に基づく) ・上記以外の消防上の指揮命令によらない水の使用は、濁水発生等が懸念されるため、認めないものとする。
	原因となる工事の内容	工事負担金の額の算出方法							
	公共工事等(下水道・河川・水路の布設、道路改良、電気・ガス・通信など)	「奈良県の公共工事の施工に伴う公共補償基準(以下「公共補償基準要綱」)」及び「公共補償基準要綱の運用申合せ」に基づき算出 ・ただし、給水管及び仮設配管に係る費用については全額を工事負担金に含める。							
消火栓の設置	①送配水管の新設に併せて消火栓を新設する場合 消火栓の設置に係る費用の全部 ※土木工事など管路布設においても必要な工事に要する費用を除く。 ②送配水管の更新に併せて消火栓を更新する場合 消火栓の設置に係る費用の一部(公共補償基準要綱に基づく減耗分及び機能強化分のみ) ※土木工事など管路布設においても必要な工事に要する費用を除く。 ※減耗分の算出における消火栓の耐用年数は、消火栓が設置される送配水管と同じ耐用年数として算出。 ③既設の管路へ単独で消火栓を新設又は更新する場合(原因者:消防機関) 消火栓の新設又は更新に係る費用の全部 ※土木工事、不断水工法、管路の増径など消火栓の設置に必要な工事に要する費用を含む。								
消火栓の維持管理	消火栓の維持管理に要する費用の全部 【留意事項】 ・消火栓の新設・更新・維持管理は、該当市町村から繰入を受けて企業団が行い、設置された消火栓は企業団の資産として取り扱う。 ・消火及び消防演習に使用される水量については、料金を徴収しない。(水道法に基づく) ・上記以外の消防上の指揮命令によらない水の使用は、濁水発生等が懸念されるため、認めないものとする。								
※以下のものについては工事負担金を「徴収しない(廃止)」									
申込場所の接面道路に配水管がない場合において必要となる配水管の新設、増径、移設等の工事	・徴収しない(廃止) ※統合後(R7年4月～)に行われる当該工事は、当該工事業業者が施工し、施工後の給水管以外の管路は企業団へ移管する。 ・ただし、当該工事のうち企業長が必要と認めるものについては、企業団が工事負担金を徴収し、施工する。								

## 手数料(案)

趣 旨	内 容	
給水装置工事業業者の指定の申請に係る事務など、特定の者のための事務について徴収	○種別ごとに手数料の額を統一(統合当初(R7年4月)から)	
		(円(非課税))
	種 別	趣 旨 手数料の額
	指定手数料	指定給水装置工事業業者の指定の申請事務に係る手数料 10,000円
	更新手数料	指定給水装置工事業業者の指定更新の申請事務に係る手数料 10,000円
	設計審査手数料	給水装置工事申請における設計審査事務に係る手数料 2,000円
	工事検査手数料	給水装置工事の完了検査事務に係る手数料 3,000円
	給水装置の基準違反に対する確認手数料	指定給水装置工事業業者以外の者が施行した給水装置工事の場合で、厚生労働省令で定める軽微な変更であることや当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認するために必要な事務に係る手数料 10,000円
諸証明発行手数料	給水使用証明書(水道の開始日、中止日の証明書)、納付済証明書(水道料金等の納入済証明書)など各種証明書の発行に係る手数料 300円	
※以下のものについては「徴収しない(廃止)」		
給水装置工事の設計手数料、メーター検査手数料、開栓・再開手数料、閉栓・中止手数料、督促手数料、消防演習立合手数料(ただし、給水装置工事の設計、メーター検査については、要した実費は別途徴収)		

# 水道料金の減免(案)

項目	趣旨	内容																																								
漏水減免	水道利用者が善良な管理をしていても防ぐことができないと認められる漏水に対する水道料金の減免	<p>○以下のとおり取扱を統一(統合当初(R7年4月)から)</p> <p><b>【減免対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発見困難箇所(地中、床下等)での漏水</li> <li>・メーターボックス内の漏水</li> <li>・受水槽(貯水槽)の発見困難箇所での漏水</li> <li>・災害(地震、水害、火災等)による漏水</li> </ul> <p><b>【減免対象水量の算出方法】</b></p> <p>1) 漏水量 = 漏水を含む計算月分の使用水量 - 実績使用水量(注※)            (注※) 当該計算月前3ヶ月の使用水量の平均水量(ただし、上記による算定が困難、又は上記によれば使用者の不利益となると認められる場合、当該計算月の前年同月又は漏水修繕終了後の直近月のいずれかの月の使用水量を採用)</p> <p>2) 減免対象水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免対象となる漏水</th> <th colspan="4">減免対象水量の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 発見困難箇所(地中、床下等)での漏水 受水槽(貯水槽)の発見困難箇所での漏水</td> <td colspan="4">以下の表に基づき減免対象水量を算定し積み上げる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">実績使用水量(又は推定使用水量)に占める漏水量の割合毎の減免率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2倍以下</td> <td>2倍超4倍以下</td> <td>4倍超6倍以下</td> <td>6倍超</td> </tr> <tr> <td>A 下記B以外の場合</td> <td>50%</td> <td>67%</td> <td>75%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>B 次のいずれかの場合 ・受水槽を設置している使用者 ・メーター口径25mm以上かつ漏水前の使用水量100m<sup>3</sup>超</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>34%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>② メーターボックス内の漏水</td> <td colspan="4">(原則)上記①の算定による。 (例外)施工不良など企業団の責による漏水である場合、全漏水量を減免対象水量とする。</td> </tr> <tr> <td>③ 災害(地震、水害、火災等)による漏水</td> <td colspan="4">全漏水量を減免対象水量とする(ただし、罹災証明書が必要)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下のものは減免対象としない。            ・メーター二次側の発見容易な箇所での漏水            ・濁水・赤水</p>	減免対象となる漏水	減免対象水量の算定				① 発見困難箇所(地中、床下等)での漏水 受水槽(貯水槽)の発見困難箇所での漏水	以下の表に基づき減免対象水量を算定し積み上げる。					実績使用水量(又は推定使用水量)に占める漏水量の割合毎の減免率					2倍以下	2倍超4倍以下	4倍超6倍以下	6倍超	A 下記B以外の場合	50%	67%	75%	80%	B 次のいずれかの場合 ・受水槽を設置している使用者 ・メーター口径25mm以上かつ漏水前の使用水量100m <sup>3</sup> 超	20%	25%	34%	50%	② メーターボックス内の漏水	(原則)上記①の算定による。 (例外)施工不良など企業団の責による漏水である場合、全漏水量を減免対象水量とする。				③ 災害(地震、水害、火災等)による漏水	全漏水量を減免対象水量とする(ただし、罹災証明書が必要)			
減免対象となる漏水	減免対象水量の算定																																									
① 発見困難箇所(地中、床下等)での漏水 受水槽(貯水槽)の発見困難箇所での漏水	以下の表に基づき減免対象水量を算定し積み上げる。																																									
		実績使用水量(又は推定使用水量)に占める漏水量の割合毎の減免率																																								
		2倍以下	2倍超4倍以下	4倍超6倍以下	6倍超																																					
A 下記B以外の場合	50%	67%	75%	80%																																						
B 次のいずれかの場合 ・受水槽を設置している使用者 ・メーター口径25mm以上かつ漏水前の使用水量100m <sup>3</sup> 超	20%	25%	34%	50%																																						
② メーターボックス内の漏水	(原則)上記①の算定による。 (例外)施工不良など企業団の責による漏水である場合、全漏水量を減免対象水量とする。																																									
③ 災害(地震、水害、火災等)による漏水	全漏水量を減免対象水量とする(ただし、罹災証明書が必要)																																									
管末給水栓水質検査減免	個人宅・民間事業所等にある管末給水栓より採水して水質検査を行う場合の水道料金の減免	<p>○以下のとおり取扱を統一(統合当初(R7年4月)から)</p> <p><b>【減免対象】</b>管末給水栓における水質検査のため、個人宅・民間事業所等にある管末給水栓より行う採水</p> <p><b>【減免対象水量】</b>採水のための水量相当分</p>																																								

(注)上記のほか、今後の社会情勢の変化等に応じて必要となる減免については、企業団において議論

※以下のものについては「廃止」

公共施設等減免	自治会等が所有・管理している公共施設(自治会館等)に対する水道料金の減免	○廃止 ○経過措置 ・本減免廃止の影響を考慮し、統合後最長1年間の猶予措置を講じる。 (ただし、猶予する場合は、該当団体の一般会計から猶予期間中の減免額相当分の繰入を求める。)
生活保護減免	生活保護受給者に対する水道料金の減免	廃止
大家族減免	大家族世帯に対する水道料金の減免	廃止
臨時給水減免	公益的非営利団体が行う臨時給水に対する水道料金の減免	廃止
公衆浴場減免	公衆浴場に対する水道料金の減免	廃止

## 水道料金の軽減(案)

項目	趣旨	内容
上水道利用 転換軽減	地下水利用から上水道利用へ転換した場合の水道料金の軽減	<p>○以下のとおり取扱を統一(統合当初(R7年4月)から)</p> <p><b>【軽減対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件の全てを満たす地下水利用から上水道利用への転換</li> </ul> <p><b>【要件】</b>①令和7年4月1日現在、地下水を利用している者であること                  ②地下水又は上水道を1年以上継続して利用していること                  ③上水道利用への転換に際し地下水施設の廃止又は封鎖が行われていること                  ④メーター口径25mm以上による上水道利用への転換であること</p> <p><b>【軽減後の水道料金の算出方法】</b></p> <p>軽減後の水道料金 = 基本料金 + 「(従量料金単価 × 基準水量までの給水量) + (従量料金単価 × 軽減率 × 基準水量を超える給水量)」に基づく水道料金</p> <p>1) 基準水量 (= 軽減対象としない給水量) の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準水量 = 申請日の属する月前3年間の1月当たり平均上水道給水量(1m<sup>3</sup>未満切下げ)</li> <li>基準水量の下限値の設定 (100m<sup>3</sup>/月)</li> <li>利用施設の増築・減築により給水量の増減が見込まれる場合、次の算定により基準水量を見直す。                      増築・減築前の基準水量 × (増築・減築後の1日最大給水量 ÷ 増築・減築前の1日最大給水量)</li> </ul> <p>2) 軽減率の設定 (50%)</p> <p><b>【その他の留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上水道利用への転換に伴って、対象地下水施設の周辺の上水道施設の改修整備が必要となる場合等の取扱                      上水道利用への転換の可否を個別に判断するものとし、転換不可である場合は、本軽減制度の適用も認められない。                      転換可能である場合でも、申請者に対し改修整備に要する経費相当の負担を求める。</li> </ul> <p>○経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統合前に各団体において同趣旨の軽減を受けていた上水道利用者については、引き続き上記取扱による軽減を適用                      (ただし、基準水量はその所在する市町村の統合前の軽減制度において設定された水量を使用)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     本経過措置の適用を受ける市町村区域(榎原市のみ)                      ※大淀町における現行の個別需給給水契約は、本軽減制度とは異なる大口需要者に対する特例的制度であり、同町への水道料金の特例(セグメント)が認められる期間は、引き続き設定可能とする。                 </div>

## その他(案)

※以下のものについては「徴収しない」(廃止)

開発負担金	人口増加地域等において、大規模な団地造成や宅地開発に伴って急がれる上水道整備の財源の一部に充てるため、当該開発業者より徴収	徴収しない(廃止)
業務諸費	開発業者等が行う給水本管布設工事に伴い職員の洗管作業等にかかる作業手間賃として、工事費に一定割合を乗じた額について開発業者等から徴収	徴収しない(廃止)
分担金	山間部等の配水管の未布設地域への布設など未普及地域の整備において、受益者負担の観点から、その整備により給水を受けることとなる世帯より徴収	徴収しない(廃止) ※未普及地域の新規整備については、別途、工事負担金の徴収又は受贈(移管)により対応 ※直近の拡張事業において分担金を徴収している地域については、当該地域における公平性確保の観点から、引き続き対応方法を検討

### 3 各構成団体の一般会計からの繰出金について

○基本計画(R5年2月合意・策定)において、各団体の一般会計から企業団へ繰出してもらう対象経費は、次のとおりとなっている。

①地方公営企業繰出基準の繰出対象とされる経費のうち、以下のもの

イ) 本来一般行政の責任により負担すべき経費

- ・消火栓の設置・維持に要する経費
- ・児童手当の支払に要する経費 など

ロ) 特定の地域の事情により生じている経費

- ・高料金対策に要する経費(統合前の高料金対策分)
- ・統合前に簡易水道であった当該簡易水道施設に係る建設改良のための企業債元利償還に要する経費
- ・上水道未普及地域解消のための施設整備に要する経費

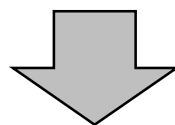
該当団体から繰出基準額を企業団へ繰出し

②地方公営企業繰出基準の繰出対象外で独自に繰出されてきた経費(水道経営上の構造的要因<sup>(※)</sup>によるものを除く。)

・企業誘致に伴う配水管等整備のための企業債元利償還に要する経費 など

<sup>(※)</sup>水道経営上特に不利な構造的要因として、資本費単価、給水原価、供給単価、有収水量1㎡当たり管路延長のすべてが県内上水道平均以上である団体に限定。

該当団体から企業団へ繰出し(経費発生の間)



上記方針に基づき、具体的内容・事務手続について整理(次ページ)



## 繰出金の具体的内容(案)

### ① 地方公営企業繰出基準(総務省)の繰出対象とされる経費

	対象団体	対象期間	算出方法	繰出対象経費の概要
消火栓の設置・維持に要する経費	全市町村	対象消火栓がある間	繰出基準及び具体的算出ルール(企業団で規定)に基づき算出	消火栓の設置・維持管理、設置に伴う水道管の増設、増径等に要する経費等の全額
児童手当の支払に要する経費	全団体 (対象職員がいる場合)	対象職員がいる間	繰出基準に基づき算出	次に掲げる企業団職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計 ①3歳未満の児童に係る給付に要する経費(③の経費除)の8/15 ②3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(③の経費除) ③児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費
高料金対策に要する経費(統合前の高料金対策分)	宇陀市、吉野町、下市町	統合後10年間	繰出基準に基づき算出	繰出基準の算出式に基づき算出(10年間を限度とし、6年目から軽減率を乗じる)
統合前の簡易水道であった当該簡易水道施設に係る建設改良のための企業債元利償還に要する経費	天理市、桜井市、五條市、御所市、宇陀市、平群町、明日香村、吉野町、下市町	対象企業債がある間	繰出基準に基づき算出	・R3年度以降に実施した建設改良に係る企業債元利償還金の55/100 ・R2年度までに実施した建設改良に係る企業債元利償還金(簡易水道未普及解消緊急対策事業に係る企業債元利償還金を除く)の1/2
上水道未普及地域解消のための施設整備に要する経費	対象となる工事が発生した団体	対象工事がある間	繰出基準に基づき算出	国庫補助の対象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費の1/3
地方公営企業法の適用に要する経費	五條市	対象企業債がある間	繰出基準に基づき算出	地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の1/2
広域化事業・運営基盤強化等事業	県	統合後10年間	繰出基準に基づき算出	広域化事業・運営基盤強化等事業として補助を受けた国庫補助額と同額

### ② 繰出基準の繰出対象外で独自に繰出されてきた経費又は今後繰出を要する経費

	対象団体	対象期間	繰出対象経費の概要
旧簡易水道事業に係る災害復旧事業債、過疎対策事業債の元利償還に要する経費	五條市	対象企業債がある間	上水道との統合前・後において旧簡易水道の建設改良費について発行された災害復旧債、過疎対策債の元利償還金の全額
関屋地区簡易水道事業に係る過疎対策事業債の元利償還に要する経費	御所市	対象企業債がある間	御所市関屋地区における上水道統合に係る配水管等整備事業について発行された過疎対策事業債の元利償還金の全額(交付税算入分の繰入金)
公共施設等減免の猶予措置に係る減免額相当分	香芝市	R7年度 (統合後最長1年間)	公共施設等減免について猶予措置(最長:統合後1年間)を講じる場合、市の一般会計から猶予期間中の減免額相当分の繰出を行う (減免額の全額+減免処理のためシステム改修が必要となった場合の経費)
過疎対策事業債の元利償還に要する経費	宇陀市	対象企業債がある間	簡水統合後に実施する旧簡水区域内で行う建設改良のために、令和3年度以降に発行された過疎債の元利償還金の全額
企業誘致に伴う配水管等整備に係る企業債の元利償還に要する経費	平群町	対象企業債がある間	企業誘致に伴う配水管等整備のために発行した企業債の元利償還金の全額
簡易水道統合事業に伴う配水管等整備に係る企業債の元利償還に要する経費	平群町	対象企業債がある間	簡易水道統合事業に伴う配水管等整備のために発行した企業債の元利償還金の1/2

## 事務手続(案)

各団体ごとに企業団と繰出に係る覚書を締結(企業団発足後(11月))  
※覚書には、各団体に係る繰出対象経費、経費の算出方法等を規定

## 【参考】今後のスケジュール

時 期		主 な 事 項
R6年度	5月下旬	○協議会(書面)(今回)
	7月下旬	○協議会 ・企業団規約(案)、基本計画改定版(案) 等
		✓【全構成団体】各議会(9月議会)へ企業団設立議案等提案 ✓【全構成団体(連名)】国へ一部事務組合(企業団)設立許可申請 ✓その他準備
	<b>11月</b>	○ <b>一部事務組合(企業団) 設立</b>
		✓【全構成団体】各議会へ関係議案提案(関係条例等廃止議案 等) ✓【全構成団体】国又は県へ事業廃止許可申請 ✓【企業団】企業団議会へ関係議案提案(関係条例制定議案、予算案 等) ✓【企業団】国へ事業認可申請・国交付金要望 ✓その他準備
R7年度	<b>4月</b>	○ <b>事業統合</b>